

管理運営協議会・公園緑地愛護会合同連絡会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 緑豊かで快適な都市環境づくりを推進するために、地域コミュニティの場となる身近な公園緑地の維持管理を担う公園緑地愛護会及び管理運営協議会（以下「愛護団体」という。）の役割がますます重要となっていることから、情報共有や情報交換による愛護活動の活性化や樹木等の維持管理技術の向上等を図ることを目的として、管理運営協議会・公園緑地愛護会合同連絡会（以下「合同連絡会」という。）を各区に設置するものとする。

(活動内容)

第2条 合同連絡会の活動内容は次のとおりとする。

- (1) 愛護活動の活性化について
- (2) 樹木等の維持管理技術の向上について
- (3) 愛護活動に関する愛護団体との情報の共有について
- (4) 愛護活動の課題に関する意見交換について
- (5) その他必要な事項

(構成)

第3条 合同連絡会は、「川崎市公園緑地報奨金交付要綱」及び「街区公園等の管理運営に関する要綱」に基づき活動している愛護団体をもって構成する。

(会議)

第4条 合同連絡会は、建設緑政局長が区長へ開催を依頼し、区長が招集するものとする。

(区役所との連携)

第5条 合同連絡会の開催にあたっては、建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課と区役所道路公園センターが協議し、内容等を決定するものとする。

(関係者の出席)

第6条 区長は、第3条に規定する愛護団体以外の者を合同連絡会に出席させることができる。

(庶務)

第7条 合同連絡会の庶務は、区役所道路公園センターが処理する。

附則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年1月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。